

高齢者虐待への対応について

崎陽合同法律事務所
社会福祉士・精神保健福祉士
弁護士 伊藤 岳

第1 高齢者虐待の現状

令和7年2月20日に発表された厚生労働省令和5年度高齢者虐待防止法に基づく対応等に関する調査結果の概要によれば、令和5年度の養護者による高齢者虐待の通報件数は、4万386件（前年比2095件増）であり、うち1万7100件（前年比431件増）で虐待があったと判断されている。

高齢者虐待はどの家庭でも起こりうる問題である。

第2 高齢者虐待防止法・総論

1 目的

- (1) 「この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって、高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援のための措置を定めることにより、**高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の養護に資することを目的とする**」（高齢者虐待防止法1条）。
- (2) 法は、虐待された高齢者、虐待を行った養護者をともに支援の対象であると規定している。



2 定義

(1) 高齢者虐待防止法にいう「高齢者虐待」とは、「①養護者による高齢者虐待及び②要介護施設従事者等による高齢者虐待」をいう（同法2条第3項）。

(2) ア ここにいう「高齢者」とは「65歳以上の者」をいう（同法2条第1項）。

イ したがって、65歳未満の者は、養護者に虐待されていても解釈上は高齢者虐待防止法の対象からは外れることになる。

もっとも、65歳未満の高齢者についても尊厳の保たれた生活が保障されるのはいうまでもない。65歳未満の高齢者に対する虐待も、本法の趣旨に照らした対応がとられるべきであり、実際、今まで65歳未満の者についても老人福祉法11条1項に定められた措置が講じられてきた。

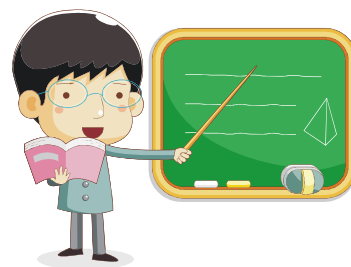
(3) ア 次に「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外の者をいう（同法第2条2項）。

イ ここにいう「養護者」とは、当該高齢者の日常生活において何らかの世話をしていることと解されるが、同居していなければならないわけではない。例えば、近所に住みながら日常的に世話をしている親族や知人等も「養護者」に該当することがありえる。

3 虐待の種類

高齢者虐待防止法は、虐待の種類として

- ①身体的虐待
- ②放任
- ③心理的虐待
- ④性的虐待
- ⑤経済的虐待



の5種類の虐待を定めている（同法2条第4項・第5項）。

高齢者虐待防止法 2条第4項（養護者による高齢者虐待）

この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

- 一 養護者がある養護する高齢者について行う次に掲げる行為
 - イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又は二に掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
 - ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- 二 養護者又は高齢者の親族が当該不動産の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

高齢者虐待の主な内容と具体例

虐待の種類	内容	具体例
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平手打ちをする、つねる、殴る、無理矢理食事を口に入れる、やけどや打撲させる ○ ベッドに縛り付けたり身体拘束、意図的に薬を過剰に服用させたりして抑制をする
介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）	高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放棄、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入浴しておらず異臭がする ○ 髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている ○ 水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある ○ 室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる ○ 高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 排泄の失敗等を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる ○ 怒鳴る、ののしる、悪口を言う ○ 侮辱をこめて、子どものように扱う ○ 高齢者が話しかけているのを意図的に無視する

性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 排泄の失敗等に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する ○ キス，性器への接触，セックスを強要する
経済的虐待	養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常生活に必要な金銭を渡さない，使わせない ○ 本人の自宅等を本人に無断で売却する ○ 年金や預貯金を本人の意思，利益に反して利用する

4 高齢者虐待を早期に発見するためのスキーム

高齢者虐待は，家庭内や施設などの閉鎖された空間で行われること，虐待を受けた者が被害を訴えることが困難である場合があること等の理由により，その被害が顕在化しにくいという特徴を持っている。

そこで，法は，養介護施設従事者をはじめとする高齢者の福祉に職務上関係のある者に，高齢者の早期発見の努力義務を課し（同法5条），「養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者」「養介護施設従事者等による高齢者虐待を発見した者」に通報義務を課し（同法7条）虐待対応に対する専門的窓口を設置することで，高齢者虐待の早期発見と虐待を受けた者の権利擁護を図っている。



5 高齢者虐待（の可能性のある）事例の情報の取り扱い

（1） 高齢者虐待の特性

高齢者虐待は，家庭や施設という閉ざされた環境で発生する。また，被害を受けた高齢者自身が自ら被害を申告することが難しいケースも多く見られる。そのため，高齢者虐待は潜在化しがちであるという特徴がある。

そのため、高齢者虐待を未然に阻止し、あるいは被害の拡大を防ぐためには担当のケアマネージャーやデイサービスの職員、包括支援センター職員等を含む第三者による情報提供が虐待の発見のために重要になる。

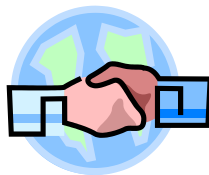
(2) 高齢者虐待防止法の規定

ア 「養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設等従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のあるものは、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない」（高齢者虐待防止法5条1項）と定め、かつ「養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない」（同法7条1項）と規定している。

同法7条1項では、「養護者による高齢者虐待があった場合」ではなく「養護者による高齢者虐待を受けたと「思われる」、すなわち、虐待が行われているのが確定的でなくとも通報すべきとされているのが特徴である。通報者が虐待の事実認知を行なう必要は無い。通報者は、虐待が起きたと「思われる」場合に通報し、市町村が虐待の有無について調査をして事実認定を行なう。

イ また、「市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、擁護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第115条の39第3項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない」（同法18条）として、連携協力体制の整備も定めている。

ウ これらの条文からすれば、法は、福祉関係者に、虐待防止のためにしかるべき機関への積極的な情報提供を期待しているものと考えることができる。



(3) 個人情報保護法との関係

関係機関への情報提供は、個人情報保護法との関係で問題が生じうるとも思われる。

しかしながら、虐待（の可能性）に関する情報は、高齢者虐待防止法という法律に基づく情報提供であり、かつ「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当し、個人情報保護法16条3項1号・2号ないし、23条1項1号・2号に該当するので禁止されているものではない。

したがって、仮に「家族などの同居者から外部に情報をもらさないように」との要請があった場合でも、「虐待の蓋然性が認められる場合」であれば地域包括支援センター等に情報提供や相談をする事は違法とは評価されない。

個人情報保護法

16条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な限度を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2項 省略

3項 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

1 法令に基づく場合

2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

3 以下省略

23条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合の他、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを提供してはならない。

1 法令に基づく場合

2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

3 以下省略

(4) 虐待の判断基準

虐待の判断にあたっては、養護者等や高齢者の自覚は問わない。



例えば、被虐待者のことを思って一生懸命に介護を行っていた場合であっても、結果的に、その介護が不十分であった場合、ネグレクトとして虐待と評価されることはありうる。

虐待の判断にあたっては、現在の環境が、高齢者本人の生活にとって問題のないものではないかという客観的な事情により判断される。養護者等の主観的な思いに惑わされてはいけない。

虐待通報は「福祉サービスにつなげる」ことも一つの狙いとしている。一生懸命に介護等を行っているが、結果が十分とはいえない場合こそ、必要な福祉サービスにつなげる必要性は高い。

第3 通報の方法

法律上は、「市町村は、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報・・・を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第16条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする」。

しかしながら、行政は、通報を受けたにも関わらず、同通報を「高齢者虐待防止法上の通報」としてではなく「単なる情報提供」として扱ったり「もう少し詳細な事実を確認してもらいたい」と更なる調査を求める等、動かないことが多々ある。

このような対応の背景には、高齢者虐待の窓口となっている部署のマンパワー不足があり、行政側の事情を理解できないものではないが、だからといって、このような対応を採られてしまうと、虐待を受けている高齢者は救済されないことになってしまう。

そのため、虐待通報をする現場の支援者としては、通報の際には、①口頭ではなく書面で行う、②長崎市高齢者虐待対応マニュアル（資料6）記載の「高齢者虐待発見チェックリスト」や「高齢者虐待リスクアセスメント・シート」等に記載のある項目に関する「事実」5W+1H+1Rに基づき記載をして、行政に提供することが望ましい。

参考書式
通報書

令和 年 月 日

長崎市役所福祉部高齢者すこやか支援課 御中
FAX 095-829-1228

養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見したので、高齢者虐待防止法7条1項に基づく通報を致します。高齢者虐待防止法9条1項に基づき速やかに、高齢者の安全確認のため必要な措置を講じてください。

虐待をしていると思われる者
氏名 _____
住所 _____

虐待を受けたと思われる者
氏名 _____
住所 _____

両者の関係 _____

疑われる虐待の内容

身体的虐待

疑われる虐待の内容 _____

性的虐待

疑われる虐待の内容 _____

ネグレクト

疑われる虐待の内容 _____

心理的虐待

疑われる虐待の内容 _____

その他、特に伝えておきたいこと _____

通告者 氏名 _____

電話番号 _____

* その他詳細については、別紙記載の通りです。

第4 養護者からの虐待に対する対応

虐待問題に対する対応は大きく、経済的虐待とその他の虐待で分けることができる。

1 経済的虐待以外の虐待

(1) 行政による対応①養護者支援

「市町村は・・・養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずる」ものとされている（高齢者虐待防止法14条1項参照）。ここにいう「必要な措置」とは、例えば、養護者の訴えの傾聴、介護サービスの導入（状況の再アセスメント）や医療機関への受診支援、生活保護の受給申請等が含まれる。

かかる規定からも伺われるように、虐待通報は、養護者に対して、必要な支援を届けるという意味を持つ。

(2) 行政による対応②やむを得ない措置

虐待により「高齢者の生命または身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合など、高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため必要がある場合」には、「老人福祉法20条の3に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第10条の4第1項若しくは第11条第1項の規定による措置を講ずるものとされている（高齢者虐待防止法9条2項）。

老人福祉法は福祉の措置として、居宅における介護（同法10条の4）及び老人ホームへの入所（同法11条）等を規定している。介護保険の導入によりこれらの措置に相当するサービスは保険給付の対象になったが「やむを得ない事由により、」介護保険法に規定する居宅介護の利用または介護老人福祉施設への入所が「著しく困難であると認めるとき」には、市町村は、職権でこれらの措置を実施することができる。

ここにいう「やむを得ない事由」とは、

- ①判断能力が低下して、一人では、事業者と契約をして介護サービスを利用することやその前提となる市町村に対する要介護認定の申請を期待しがたい場合、

②養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護する必要がある場合等をいう。

やむを得ない事由による措置のサービスの種類としては、

- ①訪問介護
- ②通所看護
- ③短期入所生活介護
- ④小規模多機能型居宅介護
- ⑤認知症対応型共同生活介護
- ⑥特別養護老人ホームへの入所



等が挙げられる。

(3) その他

経済的虐待以外の虐待が問題になっている事案であっても、その背後には**高齢者・養護者いずれか、もしくは共に経済的問題を抱えている事が多い。**

(厚生労働省の平成25年度の虐待に関する発表によれば、虐待の発生要因として、「家庭における経済的困窮」が16.8%あったとされている)。

その場合、下記のような経済的問題に対する対応も併せて検討する必要がある。

2 経済的虐待

(1) 年金を搾取されている等の経済的虐待があった場合、将来的な搾取の防止のため**成年後見制度**、**日常生活自律支援制度**、**弁護士との財産管理契約**等を使って対応することになる。すなわち、**経済的虐待**については、財産管理の主体を本人から、成年後見人、社協、弁護士に移すこと、さらなる**経済的虐待**を防止することができる。

(2) 経済的虐待の判断

ア 高齢者が**お金を無心に来る子供や友人に対してお金を渡している事案**がよくみられる。このような場合、「経済的虐待」と評価していいのか判断に迷う場合がある。

法の大原則(人は自らの意思に基づいてのみ責任を負うという私的自治の原則)からすれば、

「① 判断断能力のしっかりした者」が、

「② 自由意思でお金渡している場合（贈与契約）」は、虐待にはあたらないし、第三者として止めることはできないのが原則である。

イ 逆に言うと、

「① 判断能力が不十分である」

「②お金を渡しているのが自由意思とは言えない場合」

は「経済的虐待」と評価されることがありえる。

その判断にあたっては、

- (ア) お金を渡すことにより、本人にどの程度の影響が生じているのか（お金を渡すことにより本人の生活が困窮するのか、それとも本人の生活に支障はないのか）
- (イ) 渡しているお金の金額・回数
- (ウ) お金を渡すことにより乗じる本人のメリット（世話をしてもらえ、頻繁に会いに来てくれて話し相手になってもらえる等）
- (エ) 本人と相手方の関係（親子なのか昔からの友人なのか、最近知り合ったばかりの知人にすぎないのか）
- (オ) 医師の診断書等による客観的な資料による本人の判断能力の程度等諸般の事情を総合的に考慮してケースバイケースで判断していくしかない。

特に（イ）の事情に関するものであるが、（家族を含む）第三者が本人の財産を管理していることによって、本人が必要な医療や福祉的サービスを受けることができていない、食費や水道光熱費が確保できていない、生活の場である家賃が支払われていない状況にあれば、特段の事情がない限り「経済的虐待」と判断すべきであると思われる。医療費や福祉的サービス、食費や水道光熱費、家賃等に関する費用は、なによりも最優先に本人のために用いるべきものであるからである。

（3）虐待者への対応

経済的虐待が行われている場合、**虐待者自身も経済的に困窮しているケースがみられる**。この場合、虐待者自身の借金問題も弁護士による債務整理や生活保護の受給等により同時に解決していく必要がある（債務整理等の法的対応無しに、いわゆるソーシャルワークのみによって解決することは困難である）

借金問題は、弁護士につないでもらえれば必ず解決できるので、積極的に弁護士につなげてほしい。

第5

虐待問題に対する心構え

1 演習（若い旅人の物語）

今から、約200年前、革命と戦乱の続くヨーロッパのある国で、裕福な家に育ったある若い旅人は、父に命じられて従者とともに激動する時代の見聞を広めるべく国内を旅していた。資産家でありながら慈善活動に力を注ぐ父からは、世の中の貧しい人たちを救うために何が大切かを学んでくるように言われていた。

旅人達がある貧しい村を通りかかった時、一軒の家の前にしょんぼりと立っている幼い姉妹に出会った。雪のちらつく中、裸足でぼろぼろの服を着た姉妹は寒さに震えていた。

旅人がどうしたのか尋ねると、姉と思われる娘が「お腹が空いて死にそうです。家にもお金がありません。どうかにかめぐんでください」といい、黙ったままうつむいている妹の顔を旅人達に見せるように上げさせた。妹の目は見えない様だった。

★あなたが旅人ならここでどのような行動をとるだろうか？

.....

.....

.....



(続 き)

旅人は同情し、もっていたパンをやろうとした。従者は慌てて「おやめなさい」と旅人を制した。旅人がかっとなって「この子たちがかわいそうだとは思わないのか。私は幼いころから施しは善と教えられているぞ」と反論すると、従者は「そのような施しが人を駄目にするのです。一食を与えて何が解決するでしょう。人の同情に頼ることを覚えさせて自立する力を奪ってはいけません。私達は何もすべきではないのです」と答えた。この光景を見ていた向かいの家の男は「この子たちの親は、自分達は働けるのにこの子たちの稼ぎを当てにして暮らしているのです。親の責任を果たしてはいけません。どうぞ親をしかってやってください」と旅人に訴えた。



旅人はどうしていいかわからずに、何もできないままその場を離れた。

その夜、泊まった宿屋の女主人にその日の出来事を話した。女主人は「あの家の父親は酒におぼれ、子どもたちを毎日叩いています。あなたはお金持ちです。本当にあの子たちを助けたいのなら、あの子たちをあなたの家に連れて帰って召使にでもしてやってください」といった。

旅人は同じ宿に泊まっていた旅の学者と商人と牧師に事情を話し、助言を求めた。学者は「いくらひどくてもあの子たちには親がいます。親から子を引き離すことは誰にも、たとえ王であろうと許されないのです」と述べ、商人は「このあたりでは土地を持たない農家は借金潰けで、親の生活はすさみ、子どもに物乞いをさせて暮らすことも珍しくありません。同じように苦しんでいる子はたくさんいます。社会の仕組みを変えて親たちに仕事を与えないと問題の解決はできないでしょう」と語った。一方、牧師は「私には神に祈ることはできても、答えは出せません。その子どもたち自身に決めてもらうしかないのでしょうか」と話した。

★ あなたは、(個人としての価値観ではなく)ソーシャルワーカーとして、従者、向かいの家の男、女主人、学者、商人、牧師のうち、誰の言葉に最も共感、指示、納得できただろうか、その順位を書いてみよう。また、各登場人物に対して、どのような感情を抱いたろうか。

	誰に対して	どのような感情を抱いたか
1		
2		
3		
4		
5		
6		

(続き)

旅人は悩んだ。何かをするべきだと考えたが、どの選択をしてもそれに反対する考えが浮かんできて結論が出なかった。

そして翌日が来た。宿を出ると姉妹が立っていた。

★あなたが旅人ならどんな行動をするだろう。

.....

.....

.....



崎陽合同法律事務所

TEL 095-827-3535

FAX 095-823-0616

長崎市賑町5番21号パークサイドトラヤビル



弁護士(精神保健福祉士・社会福祉士)伊藤 岳(長崎県弁護士会所属)

e-mail gaku-social-lawyer@outlook.com

取扱業務： 遺言・遺産分割・離婚・成年後見・B型肝炎訴訟・虐待対応・介護事故・刑事事件・顧問業務・その他高齢者障害者に関わる法律問題 etc